ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	ホッピング周期
トリガ条件	ビデオトリガ
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

3　試験機器の状態

試験周波数及び試験拡散符号に設定し、標準符号化試験信号により変調する。

4　測定操作手順

⑴　滞留時間

ア　スペクトル分析器を２のように設定し、ホップする周波数でホッピングしてくる信号を待ち受ける。

イ　スペクトル分析器の表示画面からホッピング周期におけるホップする周波数での滞留時間の最大値を読み取り、0.4ｓ（屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置の場合は0.05ｓ）以下であることを確認する。

⑵　積算滞留時間（ホッピング周期が特定できる場合）

ア　⑴イと同様の方法で、ホッピング周期におけるホップする周波数での滞留時間の積算値を読み取る。

イ　0.4ｓに拡散率（拡散帯域幅を変調信号の送信速度に等しい周波数で除した値）を乗じた値をホッピング周期で除し、その値にアで測定したホップする周波数での滞留時間の積算値を乗じて、ホップする周波数での周波数滞留時間の合計を算出する。

ウ　ホッピング周期が特定できる場合であって、ホッピング周期が0.4ｓに拡散率を乗じた時間を超える場合は、特定のホップする周波数に滞留する時間の積算値を測定する。

⑶　積算滞留時間（ホッピング周期が特定できない場合）

0.4ｓに拡散率を乗じた時間内に特定のホップする周波数に滞留する時間の積算値を測定する。

⑷　測定する周波数

各ホップする周波数について測定を繰り返す。ただし、書面等により周波数滞留時間が最も長くなる周波数が特定できる場合は、その周波数で測定する。また、各周波数における滞留時間が同じ場合は、任意の周波数１波で測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　⑵以外の場合

周波数滞留時間の最大値が0.4ｓ以下であることを確認できたときは「良」と、それ以外のときは「否」と記載するとともに周波数滞留時間の最大値をｓ単位で記載する。

また、0.4ｓに拡散率を乗じた時間内での周波数滞留時間の合計が0.4ｓ以下であることを確認し、ｓ単位で記載する。

⑵　屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置の場合

周波数滞留時間の最大値が0.05ｓ以下であることを確認できたときは「良」と、それ以外のときは「否」と記載するとともに周波数滞留時間の最大値をｓ単位で記載する。

また、0.4ｓに拡散率を乗じた時間内での周波数滞留時間の合計が0.4ｓ以下であることを確認し、ｓ単位で記載する。

6　その他

⑴　この試験は、周波数ホッピング方式を用いる無線設備に適用する。

⑵　滞留していると判断するための電力の閾値に関しては、提出された書面により判断する。

⑶　２の掃引時間において、ホッピング周期が特定できない場合であって、直接拡散又は直交周波数分割多重との複合方式を除く周波数ホッピング方式を用いるものにあっては、0.4ｓに拡散率を乗じた時間とする。

⑷　２においてスペクトル分析器の時間軸の分解能が不足する場合は、スペクトル分析器のＩＦ出力をオシロスコープで測定又は広帯域検波器と周波数カウンタ等を用いて測定する。

⑸　４において0.4ｓに拡散率を乗じた時間内での周波数滞留時間の合計の測定は、直接拡散又は直交周波数分割多重との複合方式を除く周波数ホッピング方式を用いる試験機器の場合のみ行う。

⑹　５⑴及び⑵において0.4ｓに拡散率を乗じた時間内での周波数滞留時間の合計の記載については、直接拡散又は直交周波数分割多重との複合方式を除く周波数ホッピング方式を用いる試験機器の場合のみ記載する。

十四　一般事項（アンテナ一体型）

1　本試験方法の適用対象

⑴　本試験方法は、一の項及び十四の項から二十四の項までをアンテナ一体型の設備に適用する。

⑵　本試験方法は、内蔵又は付加装置により次の機能を有する機器に適用する。

ア　通信の相手方がない状態で電波を送信する機能

イ　連続送信状態又は継続的バースト送信状態で送信する機能

ウ　試験しようとする周波数を設定して送信する機能

エ　周波数ホッピング方式を用いるものでは拡散を停止できる機能

オ　標準符号化試験信号（ＩＴＵ－Ｔ勧告O.150による９段ＰＮ符号、15段ＰＮ符号又は23段ＰＮ符号）により変調する機能

2　試験場所の条件等

⑴　試験場所

床面を含む６面反射波を抑圧した電波暗室とする。

⑵　試験場所の条件

電界強度の変化の最大値を、±１dB以下とする。

なお、この評価方法は、ＩＥＣ60489－１改正第二版のA.2.3　Low reflection test sites (LRTS, reduced ground reflection) のための評価方法（測定場所の電界定在波を測定する方法）によるものとする。

⑶　測定施設

測定施設は、次の図に準じるものとする。

